



古物営業の現状と 古物営業法改正について



警察庁生活安全局生活安全企画課
課長補佐

石川 博昭

1はじめに

古物営業法(昭和24年法律第108号)は、制定されてから70年近くが経過し、その営業態様等が大きく変化してきているとともに、規制緩和要望がなされるなど、事業者負担の軽減を図るなどの見直しを行う必要性が生じてきました。

これらの状況を踏まえ、警察庁において法改正に係る検討を行い、平成30年の第196回国会において、古物営業法の一部を改正する法律案が提出・審議され、同年4月に成立・公布されました。

本稿においては、古物営業の現状や法改正に至る経緯を説明しながら、今回の古物営業法の改正概要についてご紹介します。

なお、文中の意見にわたる部分にあっては、筆者の私見であることを申し添えます。

2 古物営業の現状

(1) 中古品取引市場の状況

ア 市場規模

中古品取引に係る市場規模は、環境省の「平成27年度使用済製品等のリユース促進事業研究会報告書」によると、一般消費者の最終需要ベースにおいて、推計で約3兆1,000億円(平成27年)となっています。これは、医療機器市場の約3兆3,700億円(平成27年。厚生労働省「薬事工業生産動態統計年報」)や宿泊産業市場の約3兆2,100億円(平成28年。公益財団法人日本生産性本部「2017 レジャー白書」)と肩を並べる市場規模となっています。

この中古品市場における主な業態としては、多い順に、自動車(57.6%)、バイク・原付バイク(6.6%)、ブランド品(6.0%)となっています。

なお、品目別で平成24年と27年の市場規模の増減率を比較すると、携帯電話・スマートフォンが+113.1%、カメラ・周辺機器が+53.2%、テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコンが+35.4%と、日常に使用する物の増加が著しくなっています。一方で、書籍が-20.9%、ソフト・メディア類が-18.1%と大きく減少しています。

イ 市場の構成

市場規模について、環境省が実施した消費者アンケート調査(前述の環境省報告書参照)を基にした世代別構成比を見てみると、「10~20歳代」が37%と一番多く、次いで「30歳代」の20%、「60歳代以上」の18%となっている一方で、「40歳代」が15%、「50歳代」が11%と少なくなっています。

これに対し、総務省統計局の人口推計(平成28年2月1日現在)を元に作成した人口の世代別構成比(「10~20歳代」(19%)、「30歳代」(12%)、「40歳代」(15%)、「50歳代」(12%)、「60歳代以上」(33%))と比べると、中古品市場において、「10~20歳代」の若者世代の構成比が突出しているのが分かります。

これは、新品にこだわらず、また、物を所有するのではなくシェアするといった若者の価値観の変化が一因と考えられます。したがって、今後、世代交代が進んでいくにつれ、ますます中古品の売買を行う者が増えていくとともに、中古品市場の規模も拡大していくのではないでしょうか。

(2) 古物営業法の目的

古物営業法の目的は、「盗品等の売買の防止、速やかな発見等を図るため、古物営業に係る業務について必要な規制等を行い、もって窃盗その他の犯罪の防止を図り、及びその被害の迅速な回復に資すること」とされています。これは、古物営業は、盗品等を取り扱う蓋然性が高い業態であるためであり、よって、古物商及び古物市場主は許可制とされ、取引の相手方の本人確認や不正品の疑いを認めた場合の警察への申告等の義務が課されています。また、インターネット・オークションにおいても、盗品等が売却されるおそれが高いことから、インターネット・オークション業者（古物競りあっせん業者）は届出制とされ、古物を売却しようとする者の本人確認の努力義務が課されています。

(3) 許可等の状況

古物商等の許可件数は、平成29年末において78万4,677件（古物商78万3,110件、古物市場主1,567件）となっています。また、インターネット・オークション業者の届出件数は、平成29年末において85件となっています。

(4) 古物商等に対する盗品等の処分状況等

既に述べたとおり、古物営業法の目的は盗品売買の防止等ですが、古物商及びインターネット・オークションにおいて盗品等が処分される事案は依然として把握されており、平成29年においても、盗品等の処分先としてこれらが利用された件数は、合計13,755件に上っています。

このように古物商等が盗品等の処分先として利用されるおそれが高いことから、古物商等に対しては、前述のとおり、不正品の疑いを認めた場合の警察への申告義務が課されていますが、これを端緒として窃盗の被疑者を検挙しているものが、平成29年には246件*となっています。また、警察が行う古物商等への手配、立入り等の捜査を端緒として窃盗の被疑者を検挙しているものが、平成29年には3,275件*となっています。

*窃盗犯検挙件数における主たる被疑者特定の端緒別の件数（解決事件を除く）。ただし、犯罪統計上、古物商等には、古物商及びインターネット・オークションに加え、質屋も含む。

3 古物営業法の改正

(1) 規制改革ホットラインへの要望

内閣府では、「規制改革ホットライン」という窓口を設け、日常生活・仕事や事業活動において不便を感じている、あるいは改善を図るべきと考える規制・制度に関する提案を受け付けているところ、古物営業に関する提案として、

- 古物商の許可は、都道府県単位に申請を行うこととされている上に、申請から許可まで1か月半以上かかるため、許可権限を国家公安委員会に格上げをして全国共通の許可とする、または、既に一つの都道府県で許可を取得していれば、新たな都道府県では届出のみとして許可を不要とする措置を講じてほしい。
- 古物営業を行うことができる場所として、集合住宅のエントランス等住居人以外が容易に侵入できない場所、居住者以外が容易に利用できないコンシェルジュカウンター、百貨店等におけるイベント会場を追加してほしい。という規制緩和に係る要望がなされていました。

(2) 行政手続部会の取りまとめ

政府の規制改革推進会議の行政手続部会が、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるため、平成29年3月に公表した「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会)では、事業者の負担感が高い、「営業の許可・認可に係る手続」等の9分野を重点分野と位置付け、削減目標(「時間(事業者の作業時間)」の20%削減)の達成に向けて、各省庁において取組を進めていくこととされました。

(3) 有識者会議の開催

前述のとおり、古物営業については、その営業形態が大きく変化し、規制改革ホットラインへの要望がなされるなど、事業者負担の軽減等の見直しを行う必要性が生じてきましたので、このような現状を踏まえ、各方面の専門家の意見を聞きながら、現在のニーズに即した古物営業の在り方について検討を行う場として、平成29年10月から、「古物営業の在り方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を開催することとしました。

有識者会議は、行政法等の学者、関係業界団体関係者、関係事業者及び消費者団体関係者により構成し、それぞれの経験・知見を元に、古物営業に係る各種課題について議論した結果として、同年12月に「古物営業の在り方に関する有識者会議報告書」が取りまとめられました。

4 古物営業法の改正概要

警察庁では、有識者会議の報告書の内容を踏まえ、古物営業法の一部を改正する法律案を立案し、第196回通常国会に同法案を提出して審議され、成立しました。以下では、主な改正項目について説明します。

(1) 許可単位の見直し

これまでには、営業所等が所在する都道府県ごとに古物営業の許可を受けなければなりませんでしたが、今回の改正により、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けていれば、その他の都道府県に営業所等を設ける場合には届出をすれば足りることとなりました。これにより、主たる営業所等の所在地を管轄する公安委員会の許可を受けていれば、新たな都道府県に営業所等を開設するに当たっての手続的負担が軽減されることとなりました。

(2) 営業制限の見直し

これまでには、古物商は、営業所又は取引の相手方の住所若しく居所以外の場所で、買受け等のために古物商以外の者から古物を受け取ることができませんでしたが、今回の改正により、事前に公安委員会に日時・場所の届出をすれば、仮設店舗において古物を受け取ることができることとなりました。これにより、例えば、百貨店の催事場や集合住宅のエントランス等の一時的なイベント会場で古物の買取りを行うこととなります。

(3) 簡易取消しの新設

これまでには、所在不明となった古物商等の許可を取り消すには、古物商が3か月以上所在不明であることを公安委員会が立証し、聴聞を実施する必要がありましたが、今回の改正により、古物商等の所在を確知できないなどの場合には、公安委員会が公告を行い、30日を経過しても申出がない場合には許可を取り消しができることとなり、所在不明の古物商等の許可の迅速な取消しが可能となりました。

(4) 欠格事由の追加

これまで、古物営業法の許可の欠格事由に、暴力団排除条項が設けられていましたが、古物営業法の目的は、盗品売買の防止等であることから、古物商等に課せられる各種義務の適切な履行ができない者が古物営業を営むことがないよう、今回新たに、暴力団員であることやその関係者であること、窃盗罪で罰金刑を受けていることを許可の欠格事由に追加し、これらの者を古物営業から排除することが可能となりました。

(5) 施行期日

これら改正事項は、上記(2)～(4)の事項については、法の公布の日(平成30年4月25日)から6月を超えない範囲内において政令で定める日(10月24日)から、また、上記(1)の事項については、公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

5 おわりに

今回の法改正の内容は、主として事業者負担の軽減となっていますが、一方で、簡易取消し制度の新設や欠格事由の追加なども組み込まれています。中古品の取引については、近年のフリマアプリ等の台頭など、その時代の流れに合わせ、その取引方法の態様に大きな変化が生じてきているところ、盗品等が流通するおそれが常につきまとってしまうことから、警察において中古品取引に関わる事業者としっかりと連携を図るとともに、今後も、その時代にあった古物営業の在り方について、検討を行っていく必要があります。また、各事業者においても、自社の利益を追求するのみでなく、盗品売買の防止等に関する意識をしっかりと持って、それぞれの取組を進め、より良い古物市場が形成されていくことが期待されます。